

令和8年度 真岡市奨学生募集要項

「修学資金」

1 目的

本市に住所を有する優秀な学生又は生徒で、経済的理由により修学できない場合に学資を貸与し、広く有能な人材を育成することを目的としています。

2 応募資格

次の条件を全部満たす人が対象です。

(1) 学校教育法等に定める次の学校等のいずれかに在学し又は入学しようとする方で、本市に令和8年1月1日現在で1年以上住所を有し、修学の意欲があり、かつ、品行方正で将来良識ある社会人として活動できる見込みがある方。
ただし、在学又は入学することによって、一時的に本市に住所を有しなくなる場合は、本市に住所を有するものとみなします。

① 高等学校 ② 高等専門学校
③ 短期大学 ④ 大学
⑤ 専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）
⑥ 福祉、医療、看護教育を行う各種学校（高等学校卒業者に限る。）

(2) 出身校又は在学校において、当該学年の学習成績平均値が、5段階評価で3.0以上であること。

(3) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている方の令和6年中の所得要件算定基準額（別紙参照）が、381,500円以下である方。

(4) 申請者を含む世帯全員が市税を完納していること。

(5) 次の要件を満たす連帯保証人2名（原則として、1名は父母又は兄姉とします。）を有すること。

① 原則、本市に住所を有していること
② 独立の生計を営み、現在及び今後とも定期的な収入があることが見込まれ、弁済の資力を有していると認められること。
③ 市税を完納していること。

(6) 本市以外の機関の奨学金等の給付・貸与を受けない方、ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

3 修学資金の貸与額等

<貸与月額>

(1)高等学校	月額 20,000円
(2)高等専門学校	月額 20,000円
(3)短期大学	月額 40,000円
(4)大学	月額 40,000円
(5)専修学校	月額 40,000円
(6)福祉、医療、看護教育を行う各種学校	月額 40,000円

4 募集人数

全体で20名程度

5 貸与期間

在学し又は入学する学校の正規の最短修業期間

6 修学資金の返還

- (1)返還開始時期 卒業後2年を経過した年の翌月
- (2)返還期間 貸与した期間の2.5倍に相当する期間内
- (3)返還方法 原則として半年賦(無利子、8月及び12月)による均等払い。

7 応募手続き等

- (1) 応募期間 令和8年1月5日(月)～令和8年3月27日(金)

(2) 提出書類

- ① 修学資金貸与願 (指定用紙 様式1号)
- ② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書 (指定用紙 様式2号)
- ③ 誓約書 (指定用紙 様式3号)
- ④ 世帯員全員の住民票の写し
- ⑤ 入学又は在学についての証明書 (合格通知書の写し等)
- ⑥ 市税完納証明書 (連帯保証人2名分)
- ⑦ 承諾書 (指定用紙 様式4号)

8 奨学生の決定等

- (1) 提出のあった書類等について審査・選考し、4月下旬に教育委員会にて奨学生を決定します。
- (2) 修学資金は年4回(5月末、7月、10月、1月)に分けて、奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

9 その他

- (1) 奨学生として決定された場合には、連帯保証人2名の「印鑑登録証明書」を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は毎年4月上旬に「在学証明書」を提出しなければなりません。
- (3) 奨学生は、卒業又は貸与期間が終了した時点で、すみやかに「修学資金借用書」(指定用紙)を提出しなければなりません。
- (4) 奨学生に、休学、転校、退学がある場合、また、本人や連帯保証人に住所の異動がある場合、連帯保証人を変更しなければならない事態(要件を満たさなくなった場合等。)が生じたときには、そのつど指定する様式で教育委員会に届け出なければなりません。
また、休学、転校、退学の場合は、その内容により貸与を停止することがあります。
- (5) 退学処分を受けた場合は、速やかに一括返還していただきます。
- (6) 修学資金の返還について、特別な事情がある場合には、猶予等の制度があります。
- (7) 修学資金の返還を遅滞したときは、延滞利子を課すことがあります。

<書類の提出先・問い合わせ先>

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市教育委員会 学校教育課 総務係
電話 0285(83)8180

栃木県育英会 認定所得額:計算式及び特別控除 抜粂

○ 所得要件算定基準額について

所得要件算定基準額とは、父母又はこれに代わって家計を支えている人の給与収入金額又は所得金額に基づき、下記のとおり計算した額です。

$$\begin{aligned} \text{(所得要件算定基準額)} &= \text{(課税標準額)} \times 6\% \\ &\quad - \text{(市町民税税額控除額)} \\ &\quad - \text{(多子控除)} \dots \text{(注1)} \\ &\quad - \text{(ひとり親控除)} \dots \text{(注2)} \end{aligned}$$

(100円未満は切捨て)

(注1)多子控除

- ・父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子ども1人につき40,000円を控除します。
- ・例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、 $(3-2)人 \times 40,000\text{円} = 40,000\text{円}$ となります。

(注2)ひとり親控除

- ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

※所得要件算定期間は、「令和7年度住民税決定通知書の写し」を参照ください。

ア両親がいる世帯→ 父と母の2人の所得要件算定基準額を合算し判断

ウ母子又は父子世帯→ 母又は父

＜様式例＞令和7年度住民税決定通知書

- ・課税標準額 … 課税標準額の欄にある「総所得③」の額です。
- ・市町民税税額控除額 … 税額欄の市町村欄にある「税額控除額⑤」の額です。

○ 収入及び所得の上限額の目安

世帯人数	想定する家族構成	世帯の年間給与収入金額 ((☆)が会社員等)	世帯の年間所得金額 ((☆)が自営業等)
3人	本人、親1(☆)、 親2(無収入)	1, 113万円	879万円
4人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生	1, 250万円	892万円
5人	本人、親1(☆)、 親2(☆)(注)、 中学生、小学生	1, 334万円	958万円

注)親2は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。